

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第七条の二第一項の規定により奈良県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画第一次計画を
定めました。

なお、この計画書は、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において縦覧に供します。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾